

放課後等デイサービスとは、私たちの思いとは

平成24年4月1日、児童福祉法等の一部改正により、どの障がいの人も共通のサービスが利用できるよう制度が一元化され、施設・事業が再編されました。

放課後等デイサービスは、障がいのある（療育が必要と認められる）子どもたちの学齢期における支援の充実のために創設されました。「障がい児の学童保育」と言うと解りやすいかもしれません。

障がいのある子どもたちに対し、放課後や長期休暇中における療育の場（日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等）であると共に、放課後の居場所、またレスパイトケア（ご家族の代わりに一時的にケアを代替することで、日々の疲れ等をリフレッシュしてもらう家族支援サービス）としての役割を担っています。

【対象】

原則として就学児童（小学校から高校まで）で、市区町村から発行される「通所受給者証」をお持ちの方。※療育手帳を持っていない方でも、障がいがある又は想定される場合は受給者証を取得することが可能です。その場合、療育支援が必要である証明書（医師の診断書等）が必要となります。利用料に関しては、世帯の所得に応じた負担があります。

【取り組みへの思い】

発達障害を抱える子どもたちは、自分が思っていることを上手く表現できず、コミュニケーションが苦手で、なぜ自分はちょっと違うのだろうと生き辛さを感じている子が多くいます。学校が終了した後一緒に遊べる友達がなかなか見つからない、居場所がない、そのような我が子を見て、日野市にも放課後を生き生きと過ごせる場所が欲しいと私たち保護者は心底思いました。「ひの・I-BASYO」（仮称、NPO法人申請中）はこうして始まりました。

「ただいま〜」「おかえり！」と子どもを迎え、それぞれの子が、居心地の良いお家として、くつろいで楽しく過ごすことが出来る場所作りを私たちは目指しています。また、日常生活を通して、人と関わることを体験し、また、「こんなことが得意なんだ！」と長所に着目し、苦手なことはゆっくり、ゆっくり乗り越えて、その子らしく成長してゆけるよう寄り添い、手助けして行きたいと考えています。

